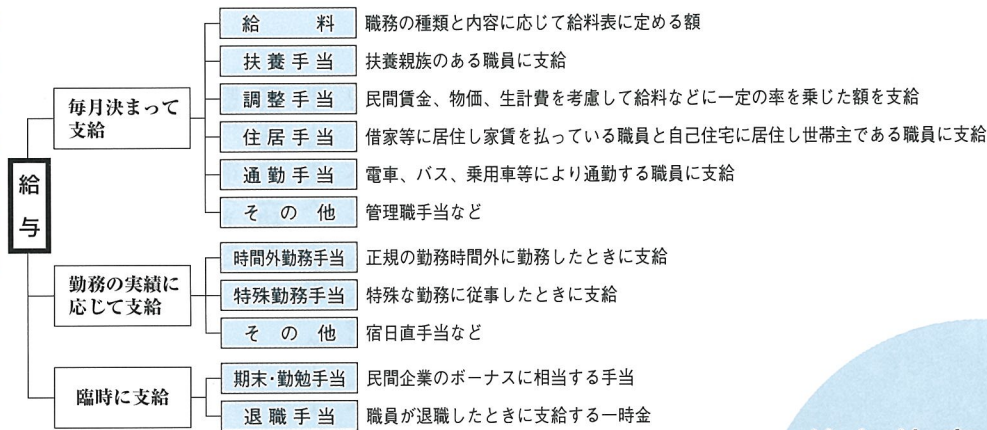


職員給与の内容



給与決定のしくみ

地方公務員の給与は、地方公務員法により、一般家庭の生計費、国や他の地方公共団体の職員の給与、民間企業従業員の給与、その他の事情を考慮して決めることになっています。

町では独自の人事委員会を持っていないため、町職員の給与は、人事院(国)及び人事委員会(県)の勧告に基づき、町議会の議決を経て条例で定められています。

6 職員給与費

平成16年度普通会計当初予算における給与費の状況は次のとおりです。

職員数 A	給与費				1人当たり給与額 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
131人	511,588千円	73,745千円	205,604千円	790,937千円	6,037千円

(注)職員数は、普通会計における一般行政職員、技能労務職員などの総数であり、職員手当とは、扶養手当、通勤手当、住居手当などの各種手当(期末・勤勉手当、児童手当、退職手当を除く。)をいいます。

7 一般行政職の級別職員数

区分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	課長主幹	課長補佐主査	主査係長	係長副主査	主任主事	主任主事	主事	主事	
職員数	14人	12人	14人	10人	10人	9人	23人	1人	93人
構成比	15.1%	12.9%	15.1%	10.7%	10.7%	9.7%	24.7%	1.1%	100%

(注)横芝町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務内容はそれぞれの級における代表的な職務です。また、構成比(%)は、一般行政職の職員数93人に対する割合です。

参 考	区分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計	
	標準的な職務内容	課長主幹	課長補佐主査	主査係長	係長副主査	主任主事	主任主事	主事	主事		
	構成比	17.0%	10.6%	11.7%	9.6%	11.7%	16.0%	22.3%	1.1%		100%

8 特別職の報酬等

区分	報酬等	期末手当
町長	771,000円(760,000円)	(平成15年度支給割合) 6月期 2.25月分 12月期 2.15月分 計 4.40月分
助役	632,000円(607,000円)	
収入役	586,000円(584,000円)	
教育長	562,000円	
議長	271,000円	
副議長	233,000円	
議員	215,000円	

(注)特別職の報酬などは、横芝町報酬等審議会の答申を受けて「特別職の職員に給与に関する条例」で定められています。なお16年10月1日から減額改正をしています。

- 1.()内は平成16年10月1日以降の額です。
- 2.期末手当には一般職と同様の加算措置があります。

9 部門別職員数の状況と主な増減理由

区分	定員適正化計画 (H13年~H17年)	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成15年	平成16年		
一般行政部門	2	106	106		退職不補充による減
教育部門	△ 2	28	26	△ 2	
公営企業等部門		11	11		
合計	0	145	143	△ 2	

定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の内訳

区分		職員数			対前年増減数		
		平成14年	平成15年	平成16年	平成14年	平成15年	平成16年
一般行政部門	議会	2	2	2			
	総務	29	27	32	1	△ 2	5
	税務	9	9	8			△ 1
	民生	34	33	33	1	△ 1	
	衛生	10	10	9			△ 1
	農林水産	10	10	9			△ 1
	商工	1	1	1			
教育部門	土木	14	14	12			△ 2
	合計	31	28	26		△ 3	△ 2
公営企業等部門		11	11	11			

(注)公営企業等部門は、介護保険、国民健康保険および老人保健です。